

9. 経済的支援

出産費資金貸付

問い合わせ先：国民健康保険課 TEL048-796-8645／庄和総合支所 福祉・健康保険担当 TEL048-746-1111

出産育児一時金の支給までの間、出産育児一時金の8割相当額を限度に、資金を無利子で貸し付けます。

対象は、国民健康保険被保険者で、出産育児一時金の支給が見込まれる方のうち、出産予定日まで1か月以内の方、または妊娠4か月以上で医療機関等に一時的な支払いを要する方です。※貸付の申し込みは、上記にご相談ください。

厚生年金保険料免除

問い合わせ先：春日部年金事務所厚生年金適用調査課 TEL048-737-7112*音声ガイダンスが流れたら、3番を押した後に2番を押してください。

＜産前産後休業期間＞

出産のため産前産後休業を取得した場合の厚生年金保険料等が免除されます。

＜育児休業期間＞

子が3歳になるまでの間に育児休業を取得した場合の厚生年金保険料等が免除されます。

国民年金保険料免除

問い合わせ先：市民課 TEL048-736-1111/庄和総合支所 市民窓口担当 TEL048-746-1111/春日部年金事務所
国民年金課 TEL048-737-7112*音声ガイダンスが流れたら、2番を押した後に再度2番を押してください。

＜産前産後免除期間＞

国民年金第1号被保険者の出産については、出産予定日又は出産日が属する月の前月から出産予定日の翌々月までの4か月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から出産予定日の翌々月までの6か月間の国民年金保険料が免除されます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。

※出産予定日の6か月前から届け出可能です。